

## 東区社会福祉協議会 子ども食堂運営助成のご案内

子ども食堂運営助成とは・・・

東区内で名称にかかわらず子どもがひとりでも安心していける無料または低額で食事を提供している地域の居場所（＝子ども食堂）に対して助成を行います。

<p>助成の対象となる事業</p>	<p>子ども食堂事業</p> <p>【実施回数】 概ね月 1 回以上定期的に開催</p> <p>【参加人数】 1 回あたり概ね 10 人以上</p> <p>【場所】 公共施設、空き家など参加者が集まりやすい場所</p> <p>※ 宗教活動、政治的活動を主目的とする活動や、特定の個人、活動主体等の利益を目的とする活動は助成対象外です。</p>
<p>助成対象団体</p>	<p>自治・町内会、コミュニティ協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO 法人、社会福祉活動を行う民間の非営利団体及びグループ（社会福祉法人は除きます。）、東区社会福祉協議会支会</p>
<p>助成額及び対象経費等</p>	<p>【助成額】 4,500 円×活動月数（年間 54,000 円限度）</p> <p>【助成回数】 1 団体あたり年度 1 回まで</p> <p>【助成対象経費】</p> <p>(1)事業運営に必要な費用</p> <p>消耗品（パッケージ代、衛生用品、コピー用紙、インク代等）、食材費、調理家電、鍋釜類、食器、テーブル・椅子類、棚類、会場借用料、ボランティア行事用保険、講師謝礼等 ※但し、アルコール飲料を除く</p> <p>(2)食品衛生責任者養成講習会受講料</p> <p>公益財団法人新潟県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者養成講習会受講料</p> <p>【その他】</p> <p>助成金は、概算払いとします。</p> <p>ただし、年度末に精算を行い、返戻いただく場合もあります。</p>
<p>申請方法等</p>	<p>【申請】 事業実施の概ね 1 カ月前までに、以下の 3 点を東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。</p> <p>① 子ども食堂運営助成金交付申請書</p> <p>② 回覧用チラシやプログラム</p> <p>③ 助成金振込用口座の通帳コピー</p> <p>【報告】 3～4 月上旬に以下の 2 点を東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。</p> <p>① 子ども食堂運営助成金実績報告書</p> <p>② 領収書（子ども食堂宛・代表者宛のもの。コピー可）</p>
<p>その他</p>	<p>○ 広報紙等の取材や視察・訪問することがありますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>○ 東区社会福祉協議会会費を財源としている「子ども食堂運営助成」を活用していることを、参加者等へ広く周知してください。</p>